

## 倉吉市営温水プール指定管理者募集要項

### 1 募集の趣旨

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間の倉吉市営温水プールの管理運営について、民間事業者等が有する経営ノウハウを活用することにより、サービスの向上や効率的な施設運営を図るため、全国に広く当該施設の指定管理者を募集します。

### 2 施設の概要

(1) 名称 倉吉市営温水プール（以下「温水プール」という。）

(2) 所在地 倉吉市駄経寺町198番地2

(3) 施設概要

① 施設規模 構造 鉄骨平屋建（準耐火構造）

敷地面積 6,300 m<sup>2</sup>

延床面積 2,405 m<sup>2</sup>

② 施設内容

ア プール機能

・遊泳プール 25m×5コース、水深1.05～1.15m

・流水プール 67m×2.5m、水深1.0m

・幼児プール 約40 m<sup>2</sup>、水深0～0.3m

・リラクゼーションプール 約65 m<sup>2</sup>、水深0.5～1.0m

（寝湯・腰掛湯・気泡湯・立湯・打たせ湯・ジャグジー）

・採暖室 約15 m<sup>2</sup>、室温50～60℃

・ウォータースライダー 長さ61.4m、高さ7.0m

・その他 デッキテラス、ドリンクコーナー

イ その他

・水温・室温 水温30℃（健康ゾーンは37℃）、室温32℃、採暖室50～60℃

・更衣室 コインロッカー（100円リターン式）

男性更衣室 190個（中型150個、大型40個）

女性更衣室 190個（中型150個、大型40個）

身障者更衣室 4個

多目的ルーム 90個（男性用中型42個、女性用中型48個）

・熱源設備 電気蓄熱式空冷ヒートポンプシステム（断熱補助熱源に灯油ボイラー）

・ろ過設備 セラミック膜ろ過システム（紫外線オゾン殺菌・活性炭吸着処理）

・給排水設備 上水道、公共下水道

③ 開館 平成13年7月1日

平成26年10月～平成27年3月 大規模改修工事实施

平成28年10月～平成29年7月 鳥取中部地震、地震復旧工事

(4) 経営状況については別紙1のとおりです。

(5) 利用状況については別紙2のとおりです。

### 3 指定期間

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

### 4 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、市議会の議決事項となりますので、令和元年12月の市議会定例会において議決された後に市長が指定した時点で確定します。

なお、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定期間の中途であっても指定を取り消す場合があります。

### 5 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。ただし、業務を一括して他の事業者へ委託することはできませんが、部分的な業務については、専門の業者に委託できるものとします。

- (1) 利用申請受付・許可に関する業務
- (2) 利用料の徴収及び減免に関する業務
- (3) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他業務
  - ① 事業計画書及び事業報告書の作成
  - ② 収支予算書及び決算書の作成
  - ③ 上記に関する統計調査資料の作成
  - ④ 利用促進のための事業の実施
  - ⑤ その他施設の運営に関して市長及び教育委員会が必要と認める業務

### 6 指定管理料等

#### (1) 指定管理料

指定管理者は、利用料金収入を施設管理の主な収入源としますので、それを前提として倉吉市から指定管理者に支払う指定管理料の額を事業計画・収支予算書等に記載してください。

指定管理料は、別紙1 経営状況を参照してください。

#### (2) 利用料金

利用者が支払う利用料金の収入を指定管理者自らの収入とすることとします。ただし、利用料金の額は、市長の承認を受けなければなりません。

#### (3) 施設の修繕及び備品の購入

施設の修繕及び備品の購入については、原則として指定管理者の負担によるものとします。ただし、一件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、倉吉市と協議するものとします。なお、指定管理者は、施設管理業務が終了したときは、速やかに修繕したものと及び購入した備品を無償で、倉吉市又は倉吉市の指定する者に引き継ぐものとします。

また、施設の修繕についての指定管理者の負担の年額は、上限300万円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

### 7 管理の基準

#### (1) 利用時間及び休館日

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号。以下「条例」という。）第16条の3の規定によるものとします。

(2) 利用許可

条例を参考にしてください。

(3) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びその他関係法令等を遵守してください。

## 8 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとします。なお、法人格の有無は問いませんが、個人で申請することはできません。

- ① 法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから、当該施設の指定期間に1年を加えた年を経過していない場合
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、倉吉市における一般競争入札等の参加を制限されている場合
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしている場合
- ④ 国税及び地方税を滞納している場合
- ⑤ 募集の受付期間の最終日以前1年間に、法令違反により公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた場合。また、法人・団体の役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。以下同じ。）による業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来たす行為又はそのおそれがある行為があつた場合
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその統制下にある団体又は構成員
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合
- ⑧ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいるもの
  - ア 破産者で復権を得ない場合
  - イ 倉吉市議会議員
  - ウ 倉吉市長及び副市長
  - エ 地方自治法第180条の5に規定する倉吉市の各種委員

(2) 複数の法人等による申請

複数の法人等（以下「グループ」という。）が構成団体として申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① グループで申請する法人等は、代表となる法人等を定めるものとし、代表となる法人等を変更することは、原則として認めません。
- ② グループで申請する法人等の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって重複して申請することはできません。

## 9 指定管理者の募集及び選定スケジュール

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 募集要項の公表          | 令和元年7月24日(水)             |
| (2) 募集説明会及び施設見学会の開催  | 令和元年8月19日(月)             |
| (3) 募集要項等に関する質問の受付   | 令和元年8月9日(金)から8月22日(木)まで  |
| (4) 募集要項等に関する質問の回答   | 令和元年8月27日(火)まで           |
| (5) 応募書類の受付          | 令和元年8月19日(月)から8月30日(金)まで |
| (6) ヒアリング及び選定委員会の開催  | 令和元年9月から10月まで(3回程度)      |
| (7) 審査結果の通知          | 令和元年10月下旬                |
| (8) 指定管理者の指定の市議会議決   | 令和元年12月(予定)              |
| (9) 指定管理者の指定         | 令和元年12月(予定)              |
| (10) 指定管理者の公表        | 令和元年12月(予定)              |
| (11) 指定管理者との協定締結     | 令和2年3月まで(予定)             |
| (12) 指定管理者との事務引継ぎ    | 令和2年3月まで(予定)             |
| (13) 次期指定管理者の管理運営の開始 | 令和2年4月1日(水)              |

## 10 募集要項の公表及び取り扱い

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 取扱期間 | 令和元年7月24日(水)から8月30日(金)まで   |
| (2) 取扱場所 | 倉吉市教育委員会事務局生涯学習課市民スポーツ係(倉吉市役所東庁舎3階)<br>〒682-8611<br>鳥取県倉吉市葵町722番地<br>TEL : 0858-22-8167<br>FAX : 0858-22-1638<br>E-mail : taiiku@city.kurayoshi.lg.jp<br>※ 倉吉市のホームページからもダウンロードできます。<br><a href="http://www.city.kurayoshi.lg.jp">http://www.city.kurayoshi.lg.jp</a> |

## 11 募集説明会及び施設見学会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。説明会参加申込書(様式7)に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで申し込んでください。

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| (1) 開催日時 | 令和元年8月19日(月) 午後1時30分から        |
| (2) 開催場所 | 倉吉市営温水プール<br>鳥取県倉吉市駄経寺町198番地2 |
| (3) 申込期限 | 令和元年8月14日(水) 午後5時             |
| (4) 申込先  | 10(2)に同じ                      |

## 12 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 受付期間 | 令和元年8月9日(金)から8月22日(木)まで             |
| (2) 提出方法 | 質問書(様式8)で、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。 |

電話による質問は受け付けません。

(3) 提出先 10 (2) に同じ

(4) 募集要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和元年8月27日（火）までに全申請者に対して一括して郵送、FAX又は電子メールにて行います。

### 13 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和元年8月19日（月）から8月30日（金）まで

（土日祝日を除く。午前8時30分～午後5時）

(2) 提出方法 持参又は郵送のいずれかにより受付期間に必着するよう提出してください。

(3) 提出先 10 (2) に同じ

### 14 提出書類

提出書類は次のとおりです。ただし、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。なお、提出部数は、8部（正本1部、副本7部）です。

(1) 指定管理者指定申請書（様式1）

(2) 事業計画書（様式2）

(3) 収支予算書（様式3）

(4) 定款又は寄附行為の写し、役員名簿など組織に関する事項について記載した書類、登記事項証明書、法人以外の団体にあつては会則等これらに準ずるもの

(5) 前事業年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び従業員数（常勤、非常勤）（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録、法人以外の団体にあつては当該団体の財務状況を明らかにすることができる書類）

(6) 法人の印鑑証明書、法人以外の場合は代表者の印鑑証明書（申請日前3ヶ月以内に交付されたもの）

(7) 前年の納税証明書（国税及び地方税）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類

(8) 誓約書（様式4）

(9) 法令遵守に関する申告書（様式5）

(10) 当該法人等概要書（設立趣旨、事業内容のパンフレット等、団体の概要がわかるもの）

(11) グループ申請の場合は、グループ構成団体一覧表（様式6）

(12) 申請資格チェック表（様式10）

(13) 提出書類一覧表（様式11）

### 15 申請に関する留意事項

(1) 重複申請の禁止

申請1法人等（グループ）につき、申請は1件とします。（複数の申請は不可）

(2) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 応募の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は辞退届（様式9）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

(7) 提出書類の取扱い

申請者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、指定管理候補者の選定に当たり、事業内容を公表する場合その他市長が必要と認めるときには、倉吉市は、提出書類の全部又は一部を使用することができるものとします。

## 16 指定管理者候補者の選定

指定管理候補者の選定は、事業計画書等の内容により、倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年倉吉市条例第85号）第5条の規定に基づき、次の事項を総合的に考慮して教育委員会が判断します。

教育委員会は、指定管理候補者の選定を行うに当たり、倉吉市指定管理候補者選定委員会条例（平成17年条例第111号）に基づく倉吉市指定管理候補者選定委員会に諮問し、申請の内容を審査し、及び指定管理者の候補者の選定に関し審議するものとします。

審査項目	審査内容
1 管理運営の基本方針に関すること	① 管理の基本的な方針（休館日、開館時間等） ② 利用の公平性かつ平等性の確保の考え方 ③ 管理経費の縮減に関する考え方 ④ 地域との交流に対する考え方 ⑤ 個人情報保護の取り組み
2 事業計画に関すること	① 施設の管理体制（配置する人材、職員数及び勤務体制、職員研修体制等） ② 職員の雇用に関する具体的な考え方 ③ 施設の保守点検、警備、修繕及び維持管理の考え方 ④ 年間事業計画に関する考え方 ⑤ 効率的な施設の運営と新たに利用者に提供できるサービスの内容 ⑥ 利用者からの苦情等の未然防止と対応方法
3 経営能力に関すること	① 団体等の財務状況、経営基盤、事業実績 ② 管理を的確に行う能力及び体制 ③ 災害対策や事故防止への取り組み ④ リスク回避のための方法（保険加入、経営悪化の対応等）
4 収支予算	① 指定管理料の金額

	② 収支予算の妥当性 ③ 利用者数見込みの妥当性 ④ 事業計画との整合性
5 その他	本市が想定していない優れた提案

## 17 選定結果等の通知及び公表

- (1) 選定結果は、申請書類を提出した申請者に対して速やかに通知します。また、指定管理候補者を選定した後に、ホームページへの掲載等により公表します。
- (2) 申請書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために市議会に提出する場合があります。
- (3) 申請書類その他の提出された書類や審査結果について、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第10条に規定する非開示情報を除き、開示します。非開示情報とは、個人情報、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれのある情報等をいいます。

## 18 選定された指定管理候補者との協議

倉吉市は、選定された指定管理候補者と細目を協議します。

## 19 協定の締結

指定管理候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、協定を締結します。

## 20 担当部局

倉吉市教育委員会事務局生涯学習課市民スポーツ係

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地

TEL : 0858-22-8167

FAX : 0858-22-1638

E-mail taiiku@city.kurayoshi.lg.jp

### 【添付書類】

- (1) 経営状況、利用状況
  - (2) 倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）
  - (3) 様式1～11
  - (4) 協定書（案）
  - (5) 仕様書（案）
- } 選定された事業計画等の内容、指定管理候補者との協議により、変更する場合があります。